

令和 2 年 第 5 回 鹿 沼 市 議 会 定 例 会 議 案 説 明 書

◎ 報 告 第 1 3 号 専 決 処 分 事 項 の 報 告 に つ い て

(損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解)

令 和 2 年 5 月 1 8 日 鹿 沼 市 御 成 橋 町 2 丁 目 2 1 2 1 番 1 1 地 先 市 道 5 2 0 1 号 線 上 に お い て、環 境 部 職 員 が 運 転 す る 小 型 貨 物 自 動 車 が、市 内 在 住 者 所 有 の 軽 乗 用 自 動 車 に 接 触 し、破 損 さ せ た こ と に 対 し、損 害 賠 償 の 額 を 8 1, 4 0 0 円 と し、和 解 し た も の で あ る。

(参 照 条 文) 地 方 自 治 法

第 1 8 0 条 普 通 地 方 公 共 団 体 の 議 会 の 権 限 に 属 す る 軽 易 な 事 項 で、そ の 議 決 に よ り 特 に 指 定 し た も の は、普 通 地 方 公 共 団 体 の 長 に お い て、こ れ を 専 決 処 分 に す る こ と が で き る。

2 前 項 の 規 定 に よ り 専 決 処 分 を し た と き は、普 通 地 方 公 共 団 体 の 長 は、こ れ を 議 会 に 報 告 し な け れ ば な ら ない。

市 長 専 決 処 分 事 項 の 指 定 に つ い て

地 方 自 治 法 (昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号) 第 1 8 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 次 の 事 項 に つ い て は、こ れ を 市 長 に お い て 専 決 処 分 す る こ と が で き る も の と す る。

記

1 件 1 0 0 万 円 以 下 の 事 件 に 関 し、市 が そ の 当 事 者 で あ る 和 解 を す る こ と。

1 件 1 0 0 万 円 以 下 の 法 律 上 市 の 義 務 に 属 す る 損 害 賠 償 の 額 を 定 め る こ と。

◎ 報 告 第 1 4 号 専 決 処 分 事 項 の 報 告 に つ い て

(損 害 賠 償 の 額 の 決 定 及 び 和 解)

令 和 2 年 4 月 1 3 日 鹿 沼 市 東 末 広 町 1 0 8 2 番 地 東 小 学 校 駐 車 場 に お い て、強 風 に よ り 飛 ば さ れ た 敷 地 内 の 看 板 が、宇 都 宮 市 在 住 者 所 有 の 普 通 乗 用 自 動 車 に 接 触 し、破 損 さ せ た こ と に 対 し、損 害 賠 償 の 額 を 4 1, 3 7 1 円 と し、和 解 し た も の で あ る。

(参照条文) 報告第13号と同じ。

◎ 報告第15号 専決処分事項の報告について

(損害賠償の額の決定及び和解)

令和2年4月13日鹿沼市武子708番地北中学校駐車場において、強風により飛ばされた敷地内の板が、市内在住者所有の普通乗用自動車に接触し、破損させたことに対し、損害賠償の額を220,704円とし、和解したものである。

(参照条文) 報告第13号と同じ。

◎ 報告第16号 令和元年度鹿沼市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものである。

(参照条文) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

第3条 地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告するとともに、当該健全化判断比率を公表しなければならない。

第2項から第7項まで 省略

第22条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

第2項及び第3項 省略

- ◎ 認定第 2号 令和元年度鹿沼市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 3号 令和元年度鹿沼市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 4号 令和元年度鹿沼市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 5号 令和元年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 6号 令和元年度鹿沼市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 7号 令和元年度鹿沼市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 8号 令和元年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 9号 令和元年度鹿沼市粕尾財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- ◎ 認定第 10号 令和元年度鹿沼市清洲財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

令和元年度一般会計予算は、当初以来7次にわたる補正を行った結果、予算総額は47,534,344,360円となり、これに対して決算額は、歳入において42,464,699,127円、歳出において39,980,202,898円、歳入歳出差引額2,484,496,229円であり、実質収支において1,055,816,471円の黒字決算となったものである。

なお、歳入歳出差引額と実質収支の差額は、継続費及び繰越明許費による翌年度へ繰り越すべき財源1,428,679,758円である。

この予算の執行に当たっては、引き続き厳しい財政の実態を認識し、極力、経

費節減に努めながら、3年目を迎えた第7次鹿沼市総合計画「チャレンジ 15プロジェクト」の着実な推進を目指すとともに、令和元年東日本台風による災害復旧事業を推進し、議決された予算の目的達成を図るよう努めた結果、歳出予算における執行率は84.1パーセント、翌年度への繰越事業を含めると96.3パーセントであり、行政需要に応え得る執行を成し遂げたと信ずるものである。

なお、監査委員から別冊「令和元年度鹿沼市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書」において意見が付されているとおり、引き続き健全な行財政運営を推進するとともに、指摘の点については、十分留意する考えである。

また、各特別会計とも実質収支において黒字決算となり、行政目的を達し得たものと確信するものである。

(参照条文) 地方自治法

第233条 第1項及び第2項 省略

3 普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。

第4項から第7項まで 省略

◎ 議案第83号 令和2年度鹿沼市一般会計補正予算（第5号）について

歳入については、国県支出金、繰越金等の増減額を計上し、歳出については、水源地域振興拠点施設整備事業費、道路整備事業費、道路橋りょう災害復旧事業費等の増減額を計上したもので、この補正額を1,918,461,000円の増とし、予算総額を56,108,238,000円とするものである。

なお、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正については、それぞれ第2表、第3表、第4表の1及び第4表の2のとおりである。

(参照条文) 地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

第1号 省略

(2) 予算を定めること。

第3号から第15号まで及び第2項 省略

- ◎ 議案第84号 令和2年度鹿沼市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

歳入については、繰入金、繰越金等の増額を計上し、歳出については、国民健康保険事務費及び予備費の増額を計上したもので、この補正額を179,528,000円の増とし、予算総額を10,411,428,000円とするものである。

(参照条文) 議案第83号と同じ。

- ◎ 議案第85号 令和2年度鹿沼市公設地方卸売市場事業費特別会計補正予算（第1号）について

歳入については、繰越金の増額を計上し、歳出については、公設地方卸売市場施設維持管理費及び予備費の増額を計上したもので、この補正額を1,242,000円の増とし、予算総額を14,342,000円とするものである。

(参照条文) 議案第83号と同じ。

- ◎ 議案第86号 令和2年度鹿沼市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

歳入については、国県支出金、繰越金等の増減額を計上し、歳出については、介護給付費準備基金積立金及び償還金の増額を計上したもので、この補正額を152,384,000円の増とし、予算総額を8,700,384,000円とするものである。

(参照条文) 議案第83号と同じ。

- ◎ 議案第87号 令和2年度鹿沼市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号) について

歳入については、繰越金の増額を計上し、歳出については、これを予備費に計上したもので、この補正額を14,091,000円の増とし、予算総額を1,144,491,000円とするものである。

(参照条文) 議案第83号と同じ。

- ◎ 議案第88号 令和2年度鹿沼市粕尾財産区特別会計補正予算(第1号)
について

歳入については、繰入金及び繰越金の増減額を計上し、歳出については、これを財政調整基金積立金に計上したもので、この補正額を129,000円の増とし、予算総額を5,319,000円とするものである。

(参照条文) 議案第83号と同じ。

- ◎ 議案第89号 令和2年度鹿沼市清洲財産区特別会計補正予算(第1号)
について

歳入予算の更正として、繰越金の増額を計上し、繰入金の減額を計上するものである。

(参照条文) 議案第83号と同じ。

◎ 議案第 90 号 鹿沼市公告式条例の一部改正について

情報・通信技術の進展による情報伝達手段の多様化に伴い、条例の掲示場を削減することにより、行政改革の推進に寄与するためのものである。

(参照条文) 地方自治法

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

第 2 号から第 15 号まで及び第 2 項 省略

◎ 議案第 91 号 鹿沼市行政不服審査会条例の一部改正について

事案ごとに委嘱を予定していた行政不服審査会委員を、常設の委員とすることにより、市民から審査請求が提出された場合に、迅速な行政不服審査会への諮問を可能にするとともに、裁決までに要する期間の短縮を図り、もって市民サービスの向上に寄与するためのものである。

(参照条文) 議案第 90 号と同じ。

◎ 議案第 92 号 鹿沼市税条例の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者に及ぼす影響を緩和するため、固定資産税等の特例措置を講ずるほか、ひとり親に対する市民税の所得控除の見直し等を行うためのものである。

(参照条文) 議案第 90 号と同じ。

◎ 議案第 9 3 号 鹿沼市都市計画税条例の一部改正について

地方税法の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小事業者等に係る課税標準の特例措置を講ずるためのものである。

(参照条文) 議案第 9 0 号と同じ。

◎ 議案第 9 4 号 鹿沼市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じ、放課後児童支援員の資格要件に新たに指定都市又は中核市の長が行う研修を修了した者を加えるためのものである。

(参照条文) 議案第 9 0 号と同じ。

◎ 議案第 9 5 号 鹿沼市国民健康保険税条例の一部改正について

租税特別措置法の一部改正に伴い、有効に活用されていない低額の土地及び建物の譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例措置を講ずるためのものである。

(参照条文) 議案第 9 0 号と同じ。

◎ 議案第 9 6 号 鹿沼市固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員大塚次郎氏が令和 2 年 9 月 3 0 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を選任するためのものである。

(参照条文) 地方税法

第423条 第1項及び第2項 省略

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

第4項から第9項まで 省略

◎ 議案第97号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員福田玲子氏が令和2年12月31日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を推薦するためのものである。

(参照条文) 人権擁護委員法

第6条 第1項及び第2項 省略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

第4項から第8項まで 省略

◎ 議案第98号 鹿沼市教育委員会教育長の任命について

本市教育委員会教育長高橋臣一氏が令和2年9月30日をもって任期満了となるので、新たに中村仁氏を任命するためのものである。

(参照条文) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

第2項から第5項まで 省略

◎ 議案第 99 号 鹿沼市教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員鈴木泉氏が令和 2 年 9 月 30 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を任命するためのものである。

(参照条文) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
第 4 条 第 1 項 省略
2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
第 3 項から第 5 項まで 省略

◎ 議案第 100 号 鹿沼市教育委員会委員の任命について

本市教育委員会委員倉松俊弘氏が令和 2 年 9 月 30 日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を任命するためのものである。

(参照条文) 議案第 99 号と同じ。